

釧保企第2829号
平成27年12月14日

一般社団法人釧路市医師会長 様

北海道釧路総合振興局保健環境部長

平成27年度北海道地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施する

「在宅医療提供体制強化事業」に係る実施希望調査について

このことについて、別添のとおり北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課長より通知がありましたので、希望がある場合は期限までに事業計画書を提出願います。

保健行政室企画総務課企画係 福田

TEL：0154-22-1233

FAX：0154-22-1273

E-mail：fukuda.hiroaki@pref.hokkaido.lg.jp

各郡市医師会長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課長

平成27年度北海道地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施する「在宅医療提供体制強化事業」に係る実施希望調査について

本道の保健医療の推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、この度、標記補助事業を実施することとしましたので、お知らせします。

つきましては、今年度の実施希望を把握したいので、希望がある場合は、次により事業計画書を提出して下さるようお願いいたします。

記

1 調査対象事業

在宅医療提供体制強化事業（4つの補助メニューがあります。～複数実施可）

メニュー	補助先
(1) 在宅医療グループ診療運営事業	①在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院 ②郡市医師会 ③市町村
(2) 在宅医療推進事業	市町村
(3) 訪問診療ポータブル機器整備事業	①医療機関 ②郡市医師会
(4) 遠隔地訪問診療等支援事業	医療機関

※ (1)は、①～③のいずれかが補助事業者となることが可能ですが、①を中心とし複数の医療機関の協力体制により在宅医療の展開を図るとともに、今年度から介護保険制度の地域支援事業として開始された「在宅医療・介護連携推進事業」とも関連する内容であることから、実施意向がある場合は、③（在宅医療・介護連携推進事業担当課）と調整・共有の上、提出して下さるようお願いいたします。

また、在支診・在支病の先生から相談があった際は、グループ編成に当たっての調整や市町村への連絡など特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

2 事業内容

別添事業概要のとおり ※道庁地域医療課ホームページでも掲載しています。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/newkikin/index2.htm>)

3 提出書類

別添各メニューの事業計画書

4 提出先・提出方法

所在地所管保健所企画総務課へ郵送・FAX・電子メールにより提出してください。

5 提出期限

平成27年12月25日（金）

※ 期限経過後も随時受け付けますので、保健所にご相談ください。

6 今後の手続きについて

各事業者の事業計画及び補助金所要額を確認し、採択する場合は、道から補助金交付予定通知を送付します。（確認の過程で追加書類を求めることがあります。）

各事業者においては、補助金交付予定通知を受領後、補助金交付申請書を提出していただきます。

医療政策グループ 担当：川上
TEL:011-231-4111（内線 25-328）／FAX:011-232-4472
e-mail: kawakami.yoshiyuki@pref.hokkaido.lg.jp

「在宅医療提供体制強化事業」

事業化の背景

- **地域医療構想の策定**
2025年における慢性期の医療需要は在宅医療の提供体制とセットで推計
- **介護保険「地域支援事業」のH30義務化**
H27から開始したが在宅医療・介護連携推進事業に着手した市町村は少数
- **在宅医療推進上の課題**
 - ・在宅医の不足
 - ・Dr1人で24時間体制困難
 - ・急変時の受入先確保困難
 - ・積雪寒冷広大というハンデ

対応方向

構想の重要なパーツとして在宅医療提供体制を先行して強化する必要

H30に市町村がスムーズに実施するための体制整備が必要

北海道でも負担感なく在宅医療に取り組んでもらう必要

補助メニューと概要

1 在宅医療グループ診療運営

- ①在支診・在支病の医師が指導役となり、在宅医療に意欲のある未経験医師らとグループを編成し、訪問診療のノウハウや多職種連携の手法をOJTやカンファレンス等を通じて伝え新たな在宅医を養成
- ②Dr間で夜間休日不在時の代診制
- ③グループに急変時の受入を担う病院も加え後方病床を確保

2 訪問看護ステーション設置促進等

訪問看護ステーション不足地域に市町村自ら設置、または参入事業者に補助する市町村を支援等

3 訪問診療ポータル機器整備

ECG、心電図等の購入経費を補助

4 遠隔地訪問診療等支援

16km超で、かつ、診療報酬算定困難な患家への訪問診療等を支援

在宅医療提供体制強化事業の概要

メニュー	補助先	補助対象経費等	補助率	補助上限
1. 在宅医療グループ診療運営 (事業イメージはP3参照)	(1)在支診／在支病 (2)郡市医師会 (3)市町村(在宅医療・介護連携推進事業(ウ)を実施する場合、委託可) ※グループごとに補助	①指導役となる在支診・在支病のDr及びグループ運営の諸調整を行う事務職員の人件費(給料・手当・社会保険料事業主負担分) (資料作成・準備を含め、事業に従事した時間に応じ補助) ②カンファレンス・学習会等開催に要する事務経費 (訪問看護、ケアマネ等グループ以外も参加し開催することが可能) ③夜間休日不在時に代診を引き受けた医師への待機手当 ④グループ内の急変患者を受け入れた医療機関への受入手当 ※指導役となるDr以外のメンバーに支給される経費は、③④	10/10	[年額] ①350万円 ②～④304万円 ※開始時期、従事時間、代診・急変受入の実績により異なる。
2. 訪問看護ステーション設置促進等(要綱の事業名「在宅医療推進事業」)	市町村	①訪問看護ステーションがない(不足する)地域に自ら設置する場合の初度設備・運営経費 ※初度設備～事務机・PC等事務機器、訪問車など 運営経費～人件費、家賃、水光熱費、リース料等 ②①の地域に参入する民間事業者に立上げ補助した場合に補助 ※①②とも介護保険法の指定を受けるメインステーションを対象とし、みなしを除く(大規模化・サテライト・定期巡回・小規模多機能は介護分の対象) ③その他、在宅医療推進の取組を行った場合に補助(委託可)	1/2	[年額] ①②215万円 ※開始時期により異なる。 ③75万円
3. 訪問診療ポータブル機器整備	(1)医療機関 (2)郡市医師会 ※現に訪問診療実施、今後実施いずれも可	ECG、心電図、X線など訪問診療等に使用する医療機器(自動車を除く)の購入経費を補助(新規購入・老朽更新ともに可) ※医師会が購入し会員等に貸与する場合は、貸与業の許可を要するか事前に保健所に確認のこと。	1/2	医療機関 150万円 郡市医師会 300万円
4. 遠隔地訪問診療等支援	医療機関	医療機関からの距離が16kmを超え、かつ、診療報酬算定が認められない患家へ往診・訪問診療した場合の訪問医師・スタッフ人件費等を補助	1/2	1件4千円

※ 補助の条件＝市町村や道が実施する在宅医療関連施策に協力し、地域における在宅医療サービスの充実に努めること。(市町村に対し、協力機関として情報提供します。)

在宅医療グループ診療運営事業のイメージ

- ① 在支診・在支病が実施～郡市医師会や市町村と調整・共有の上、グループ編成、副主治医・調整担当者を配置
- ② 郡市医師会が実施～市町村と調整・共有の上、グループ編成、調整担当者を配置し事務局機能を担い、①の中から副主治医を指定
- ③ 市町村が在宅医療・介護連携推進事業(ウ)を踏まえ実施～郡市医師会と調整・共有の上、調整担当者を配置し事務局機能を担い、①の中から副主治医を指定、または①②に委託

グループ(メンバー数は問わないが在支診・病のみのグループは不可)

副主治医(指導役)～在支診・在支病

- ① 日常の訪問診療・往診に係る指導・助言、検査機器使用・診療報酬請求等助言、主治医の訪問診療等に同行(またはその逆)など
- ② カンファレンス開催(退院時・ケアカンファ)
- ③ 看取り・緩和ケア、リハビリ等テーマ別学習会開催

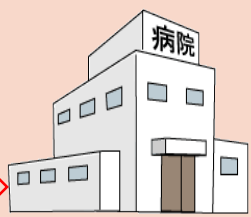
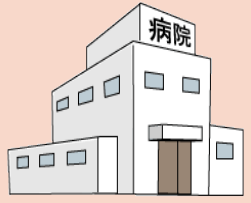
※同一機関内であれば複数指定可、複数機関の医師の指定は不可

調整担当者～在支診・在支病or郡市医師会or市町村

- ① 副主治医のサポート、夜間休日不在時の代診・後方病床との調整
- ② 代診医・後方病床へ協力金支出、活動記録整備

訪問診療

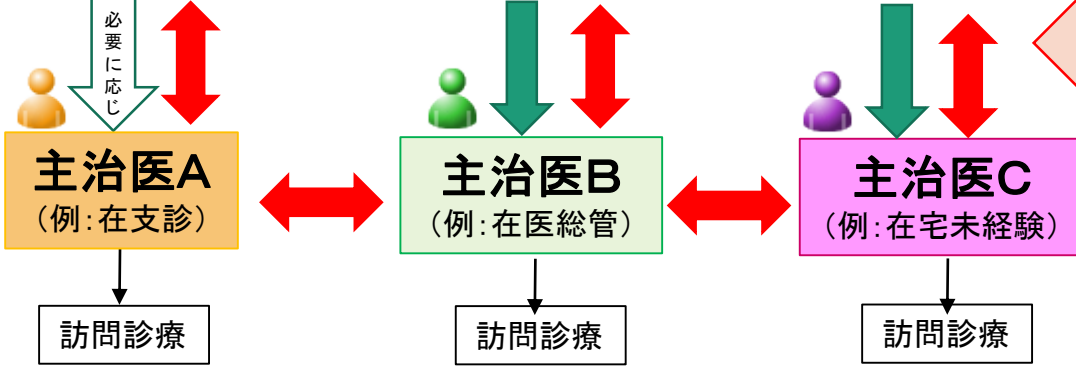
後方支援病床



急変時入院

在宅復帰

グループ内の急変患者を受け入れた場合、1日1万円の協力金を支給(2日間限り)



副主治医による助言 → 夜間休日不在時の代診 24時間:3万円 12時間:1.5万円

この事業では、A～Cの医師が、自ら在宅医療を実施できるように指導役の医師が様々なサポートをする位置づけとしていることから、指導役を副主治医、A～Cを主治医と表現しています。

※ICTを活用した情報共有事業はP8参照 **3**

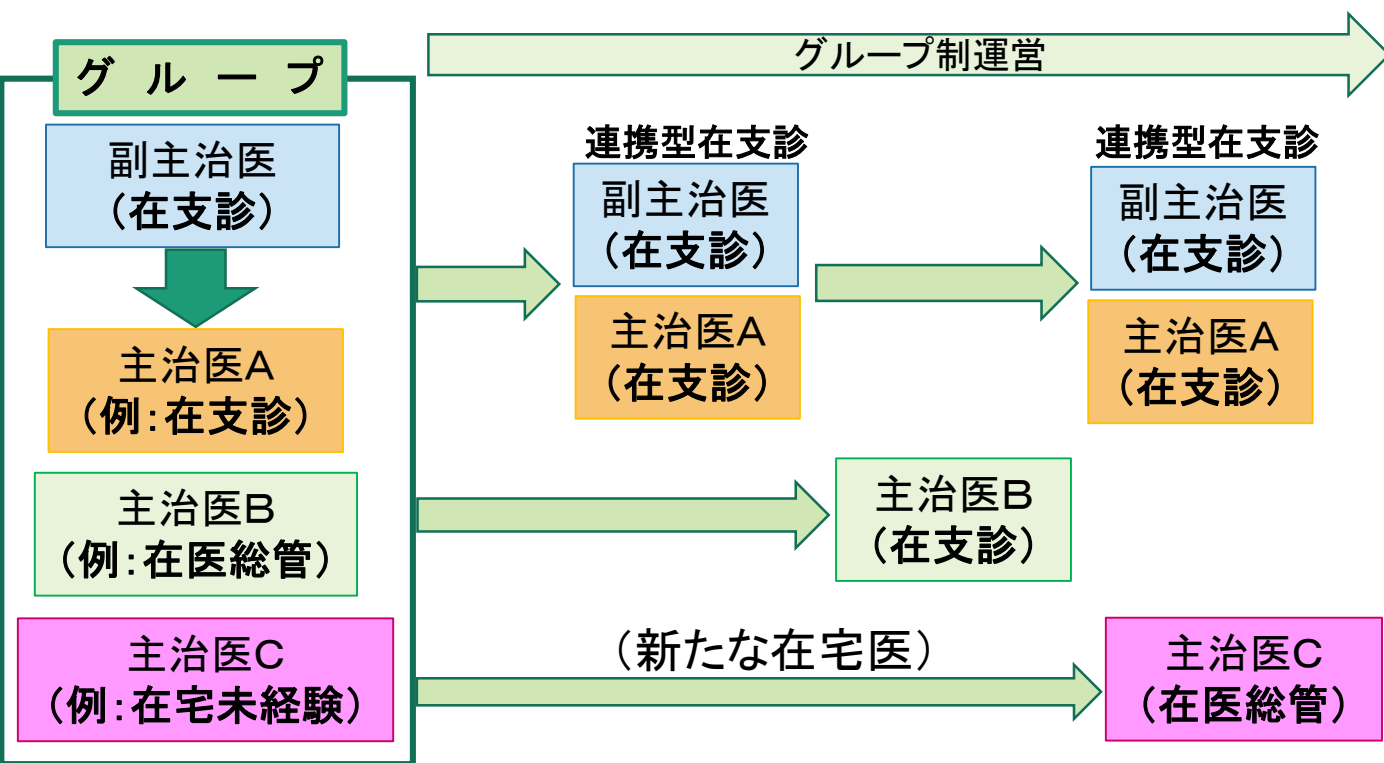
在宅医療支援機関
訪問看護
介護職
歯科医
薬剤師
リハ職
市町村

カンファレンス等参加

在宅医療グループ診療運営事業 期待される効果

- 未経験であってもグループに入ることによって、在宅医療に対する考え方や患者・家族との接し方のほか、診療報酬の知識や訪問診療のノウハウを直に学ぶことができる。
- グループ内で夜間休日の代診制を運用することで、お互いの負担軽減につながる。
- グループに後方支援病床を加えることで、急変時対応の不安解消につながる。
- お互いの専門分野について新しい知識が得られる。
- 多職種のカンファレンスを通じて、顔の見える関係づくりにつながるとともに、連携の取り方を学ぶことができる。

➡ **在宅医療サービスの増** → **在宅医療を担う医師の増** → **在支診・在支病の増**



※事業期間内に、メンバー全員が在支診・在支病を届け出ることを課すものではありませんが、グループ制を運営する中で、在宅サービスを増加させることを初期目標とし、将来的に在支診等の届出に至ることを目指してください。
順調に進み、全員在支診・在支病となった場合は新メンバーを加えてください。

4

背景②「在宅医療・介護連携推進事業」(ウ)の取組例

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組を行う。



実施内容・方法

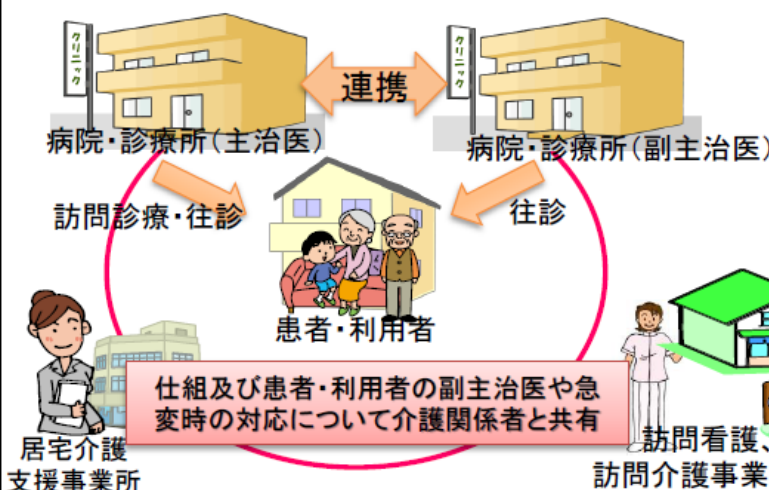
- (1) 地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制構築のために必要な取組を検討する。
- (2) 検討した必要な取組について、地域の医療・介護関係者の理解と協力を得た上で、実現に向けた着実な進捗管理に努める。

留意事項

- (1) 地域医療の状況等に関する理解が必要なこと、訪問診療・往診を行う医療機関の協力が求められること等から、取組の検討・実施に当たっては郡市区医師会を始めとした関係団体等に委託して差し支えない。
- (2) 切れ目なく在宅医療と介護を提供するための仕組みは、地域の医療・介護の資源状況等によって異なることから、取組例に限らず、地域の実情に応じて構築することが重要である。

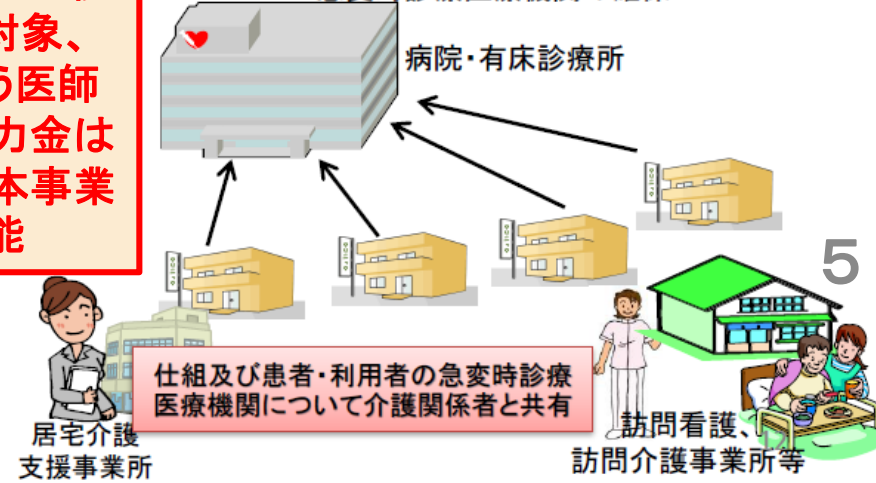
取組例

(取組例) 主治医・副主治医制の導入



**介護保険では検討までが対象、
取組に伴う医師等への協力金は対象外⇒本事業で支援可能**

(取組例) 在宅療養中の患者・利用者についての急変時診療医療機関の確保

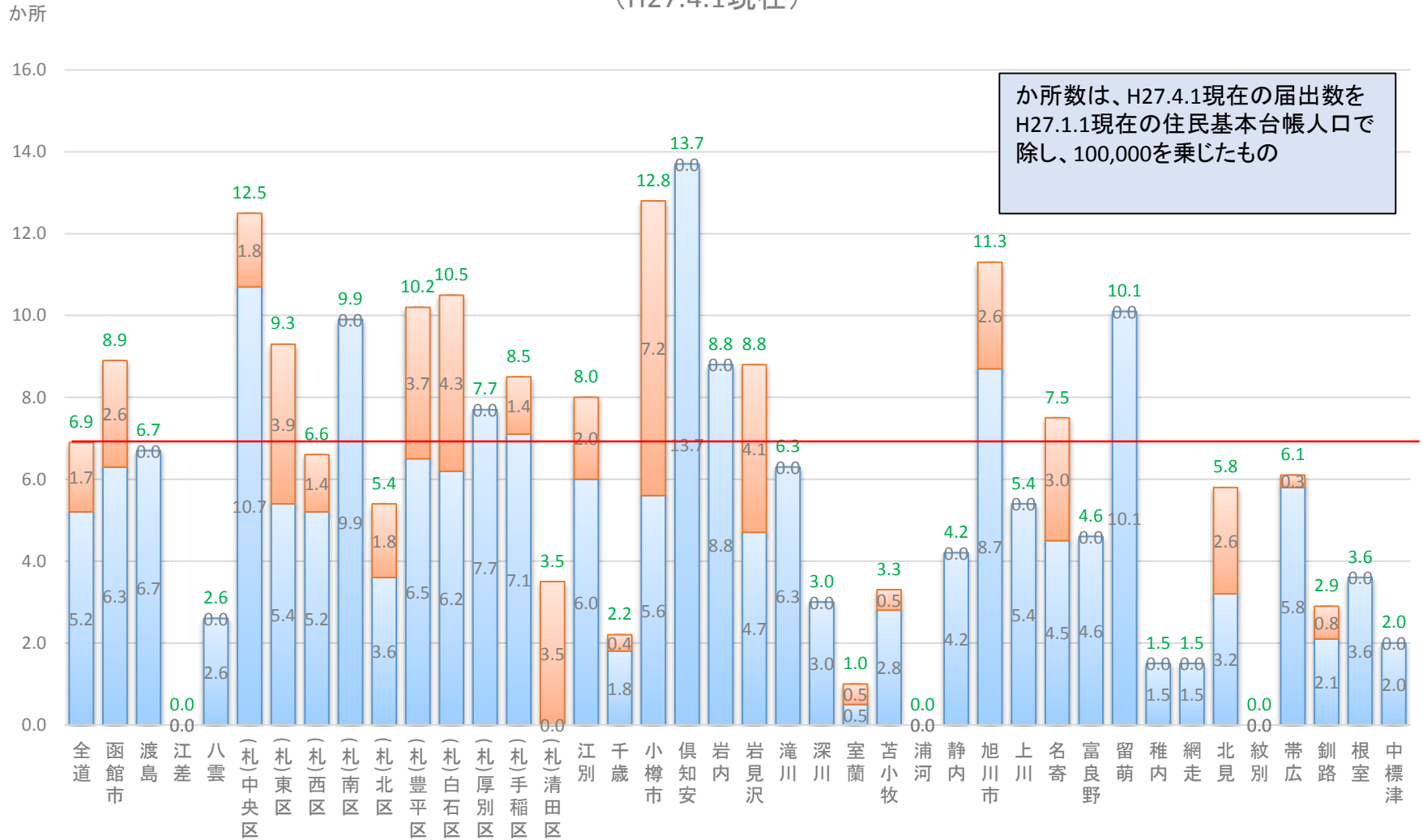


仕組及び患者・利用者の急変時診療医療機関について介護関係者と共有

仕組及び患者・利用者の副主治医や急変時の対応について介護関係者と共有

人口10万人当たり在支診・在支病施設数(保健所別)

人口10万人当たりの在支診・在支病届出数
(H27.4.1現在)



保健所(札幌市は区ごとに表示)

■ 下段: 従来型の在支診・在支病 ■ 上段: 機能強化型の在支診・在支病

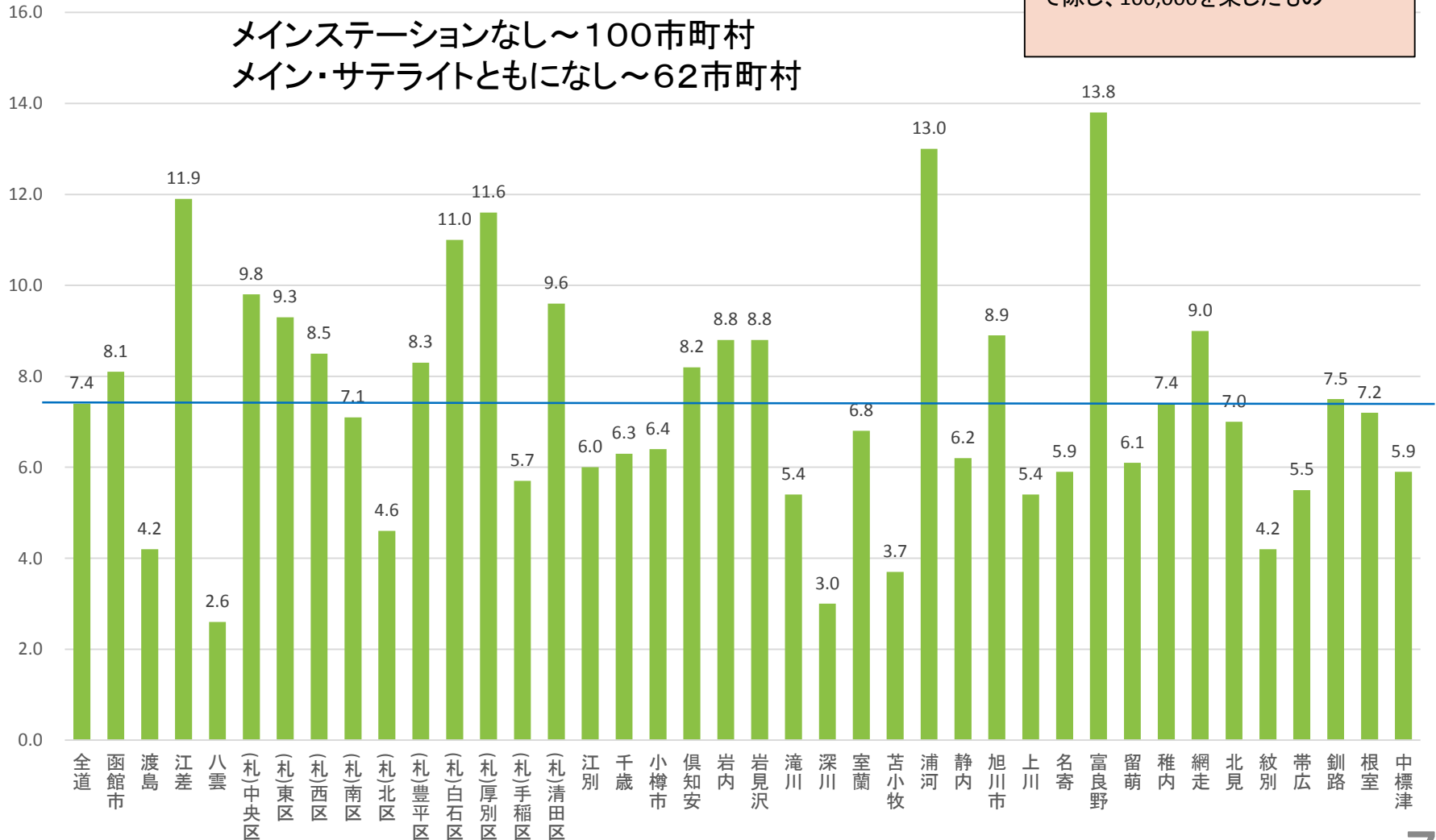
人口10万人当たり訪問看護ステーション数(保健所別)

カ所

人口10万人当たりの訪問看護ステーション
(H27.3.31現在)

か所数は、H27.3.31現在の届出数をH27.1.1現在の住民基本台帳人口で除し、100,000を乗じたもの

メインステーションなし～100市町村
メイン・サテライトともになし～62市町村



保健所(札幌市は区ごとに表示)

医療・介護連携のためのICT関連事業

患者情報共有ネットワーク構築事業

○病病・病診間等で患者情報を共有するネットワークを構築することにより、医療機関等連携機関相互における役割分担、連携の推進、救急医療等の効率化等を図る。

※介護サービス事業者を含んだ形でのネットワーク構築も対象

区 分	概 要	補助基準額	補助率
患者情報共有 ネットワーク 構築	<ul style="list-style-type: none">医療機関等相互における役割分担、連携の推進、救急医療の効率化を図るためのネットワークシステムを構築既存ネットワークシステムの公開型病院の拡大	1 病院等当たり 3,000万円 1 診療所等当たり 2,000万円	1/2
診療情報の 防災用 バックアップ	<ul style="list-style-type: none">津波などによる診療情報流出防止のために、安全な地域に電子カルテ情報を保存するためのサーバを整備	1,200万円	

事業に関するお問い合わせ先：北海道保健福祉部地域医療課医療政策グループ

電話（直通）011-206-6942

（代表）011-231-4111

担当 在宅医療提供体制強化事業：川上（内線25-328）

患者情報共有ネットワーク構築事業：小田（内線25-323）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/newkikin/index2.htm>

(別記1号様式) 在宅医療提供体制強化事業「1 在宅医療グループ診療運営事業」計画書

実施主体	(名称) (代表)			
住 所				
連 絡 先	(電話) (担当者)			
委 託 先	(名称) (代表) (選定理由)			
グ ル ー プ の 構 成	区 分	医療機関名 (住所)	在支診・在支病 (いずれかに○)	医師・担当者氏名
	副主治医		在支診・在支病	
	調 整 担 当 者		(職種)	
	主 治 医		該当・非該当	
			該当・非該当	
			該当・非該当	
	後方支援 病 床		該当・非該当	
			該当・非該当	
活動範囲 と地域の 在宅医療 の現状				
医師会・ 市町村 協議結果				
事業計画 ・進め方	①在宅医の養成について ②代診制について ③急変時受入について			

1 在宅医療グループ診療運営事業所要額(精算額)明細書

実施主体: _____

(1) 支出

単位: 円

区分	支出予定(済)額 (A)	基準額 (B)	選定額 (A)又は(B)のいずれか少ない方の額	摘要 支出予定(済)額の算出基礎を記載すること
(副主治医人件費) 報酬、給料、職員手当等、 共済費(事業主負担分)	円	円 2,500,000円× 〇〇月/12月＝	円	市町村⇒ 委託・直営
小 計				
(調整担当者人件費) 給料、職員手当等、共済 費(事業主負担分)、賃金		円 1,000,000円× 〇〇月/12月＝		市町村⇒ 委託・直営
小 計				
(カンファレンス等事務経費) 報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料		600,000円		市町村⇒ 委託・直営
小 計				
(夜間休日代診制協力費) ※1単位:12h 2単位:24h 報償費 役務費		15,000円×単位数		市町村⇒ 委託・直営
小 計				
(後方支援病床受入協力費) 報償費 役務費		10,000円×日数		市町村⇒ 委託・直営
小 計				
合 計				
(その他) 対象外経費 人件費差額				
小 計				
総 計				

(2) 収入

単位: 円

区分	収入見込額	摘要(算出基礎を記載すること)
寄付金その他の収入		

(記入上の注意)

- 支出予定(済)額欄のうち、副主治医・調整担当者の人件費は、次の方法で記入すること。
年間の人件費(本俸、手当、共済費事業主負担分)を「開院日数(0.5日単位)×8時間」で除して時間単価を算出し、その額に本事業に要する従事時間を乗じて得た額。時間単価の算出は、(別紙)を参照すること。
- 1以外の経費は、実支出額を記入すること。
- 基準額欄は、区分ごとに基準額、単位数、日数を乗じて得た額を小計欄に記入すること。
- 区分ごとに支出予定(済)額と基準額を比較し低い方の額を選定額欄に記入すること。
- その他欄には、補助対象外の経費並びに1の方法で算出された額と医師会・市町村が支出する(した)額との差額を記載すること。
- 市町村は、区分ごとに「委託・直営」の別を摘要欄に記載し、委託の場合は、その内訳を記載すること。

(別紙) 副主治医・調整担当者人件費積算表

	氏名	本俸 (A)	職員手当等 (B)	共済費 (事業主負担分) (C)	計 (D) (A + B + C)	年間開院日数 (E)	1日単価 (F) (D / E)	時間単価 (G) (F / 8)
記載例	〇〇 〇〇	10,000,000	4,000,000	1,500,000	15,500,000	265.5	58,380	7,298
副主治医								
調整員								

「本俸 (A)」 : 報酬、給料、賃金、報償費等、職員手当・共済費以外の給与本体の年額

「職員手当等 (B)」 : 期末勤勉、寒冷地、管理職、扶養、住居、通勤、医学研究、特殊勤務、時間外手当等の年額

「共済費 (事業主負担分) (C)」 : 健康保険、年金、労災、雇用保険等事業主負担分の年額

実施主体	
連絡先	(電話) (担当者)
事業計画	<p>実施事業について、下記項目等を記載すること。</p> <p>① 訪問看護ステーション設置、または設置支援 (地域で不足している状況)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 直営・補助の別 (補助先の事業者)・ 開設予定、設置場所、人員配置体制・ サービス提供を予定する地域・ 事業計画 (開設までの事務・スケジュール、必要物品等) ※補助の場合、支援の内容 <p>② 在宅医療の充実に資する研修 (直営・委託の別)</p> <p>(委託の場合の委託先)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 名称、代表、住所等・ 選定理由 <p>(事業内容)</p> <p>③ その他の取組 ①②に準じて記載すること。</p>

2 在宅医療推進事業所要額(精算額)明細書

実施主体:

1 訪問看護ステーション設置促進支出

単位:円

区分	支出予定(済)額 (A)	基準額 (B)	選定額 <small>(A)又は(B)のいずれか少ない方の額</small>	摘要 <small>支出予定(済)額の算出基礎を記載すること</small>
(1)初度設備 需用費 備品購入費 負担金、補助及び交付金	円	円	円	直営・補助・委託
		1,300,000		
小 計		1,300,000		
(2)運営経費 報酬 給料 職員手当等 共済費(事業主負担分) 賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 負担金、補助及び交付金		250,000 × ○月 =		
小 計	0			
(3)その他				
小 計	0			
合 計	0	0	0	

1 訪問看護ステーション設置促進収入

単位:円

区分	収入見込額	摘要(算出基礎を記載すること)
寄付金その他の収入		

2 研修その他支出

単位:円

区分	支出予定(済)額 (A)	基準額 (B)	選定額 <small>(A)又は(B)のいずれか少ない方の額</small>	摘要 <small>支出予定(済)額の算出基礎を記載すること</small>
共済費(事業主負担分) 賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料	円	円	円	直営・委託
		1,500,000		
小 計		1,500,000		

2 研修その他収入

単位:円

区分	収入見込額	摘要(算出基礎を記載すること)
寄付金その他の収入		

(記入上の注意)

1. 市町村は、区分ごとに「補助(委託)・直営」の別を摘要欄に記載し、補助(委託)の場合は、算出基礎となる資料を添付すること。
2. (その他)欄には、補助対象以外の経費を記載すること。
3. 訪問看護ステーションを設置する場合の指定申請、登記に係る経費は(その他)欄に記載すること。

(別記1号様式) 在宅医療提供体制強化事業「3 訪問診療用ポータブル機器整備事業」計画書

実施主体	(名称) _____ (代表)				
住所	_____				
連絡先	(電話) _____ (担当者)				
医療機関が実施する場合	(直近の在宅患者数) 自宅: _____ 人 自宅外: _____ 人 (過去1年間の看取り数) _____ 人 (在宅医療に関する診療報酬届出状況)				
郡市医師会が実施する場合	法による貸与業許可	要 (平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日許可) ・ 不要			
	貸し出し対象機器	_____			
	費用徴収	有 ・ 無			
	運営規定	有 ・ 無			
事業計画	整備機器	銘柄・規格	員数	単価	金額
	_____	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____	_____
整備の必要性	※機器ごとに、新規・更新の別、必要性を記載すること。				
事業に要する経費の計	_____				

(添付書類)

整備機器のカタログ、見積書

(別記1号様式) 在宅医療提供体制強化事業「4 遠隔地訪問診療支援事業」計画書

実施主体	(名称) (代表)				
住所					
連絡先	(電話) (担当者)				
在宅医療の概要	(直近の在宅患者数) 自宅: 人 自宅外: 人 (過去1年間の看取り数) 人 (在宅医療に関する診療報酬届出状況)				
事業計画	対象患者	医療機関からの距離	出発から帰着までの所要時間	診療頻度	診療報酬の算定が困難な理由 (厚生局への確認結果)
	1	k m	時間	月 回	
	2	k m	時間	月 回	
	3	k m	時間	月 回	
	4	k m	時間	月 回	
	5	k m	時間	月 回	
	6	k m	時間	月 回	
	7	k m	時間	月 回	

4 遠隔地訪問診療等支援事業所要額(精算額)明細書

実施主体: _____

(1) 支出

単位: 円

区分	支出予定(済)額 (A)	基準額 (B)	選定額 (A)又は(B)のいずれか少ない方の額	摘要 支出予定(済)額の算出基礎を記載すること
人件費(報酬、給料、職員手当等、共済費(事業主負担分)賃金)				
医師				
看護師				
その他				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
合 計				
(その他)				
小 計	0			
総 計	0	0	0	

(2) 収入

単位: 円

区分	収入見込額	摘要(算出基礎を記載すること)
寄付金その他の収入		

(記入上の注意)

- 支出予定額欄のうち、医師・看護師等の人件費は、次の方法で記入すること。
年間の人件費(本俸、手当、共済費事業主負担分)を「開院日数(0.5日単位)×8時間」で除して時間単価を算出し、その額に本事業の従事時間(出発～診療～帰院)の計を乗じて得た額。ただし、帰院までの間に事業対象外の患者へ訪問した場合の診療時間を除く。
- 基準額欄は、補助単価に往復数を乗じて得た額を小計欄に記入すること。
- 支出予定額と基準額を比較し低い方の額を選定額欄に記入すること。
- その他欄には、補助対象以外の経費を記載すること。
- 収入額欄には、患者から徴収した費用等を記載すること。